

関東学院大学大学院文学研究科履修規程

(2013年3月23日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に基づき、関東学院大学大学院文学研究科（以下「本研究科」という。）における授業科目の履修、学位の取扱い等に関して、必要な事項を定める。

2 本研究科における学修については、大学院学則及び関東学院大学学位規則によるほか、入学年度のこの規程によることを原則とする。

(履修登録)

第2条 学生は毎年度始めに配布される履修登録用紙に、その年度に履修しようとするすべての授業科目を記入し、所定の期日に教務課に提出して履修登録をしなければならない。ただし、履修登録遅延の理由について、研究科委員長がやむを得ないと認めた場合に限り、履修登録を受付けることがある。

2 前項ただし書きの場合でも、当該授業科目が開講する配当期における全授業日数の3分の1を経過したときは受付けない。

3 履修登録後に授業科目を追加登録又は登録変更することは、原則として認めない。ただし、春学期に登録済みの秋学期科目を、秋学期の所定の期日までに履修変更を申請することにより、変更、削除及び追加することができる。

(教育研究指導計画書の作成)

第3条 学生は、指導教員の指導を受け、年度初めに教育研究指導計画書に研究計画を記入し、指導教員に提出しなければならない。

2 前項の提出を受けた指導教員は、教育研究指導計画を作成し、学生に配布するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第4条 大学院は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、大学院学則第6条第1項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、大学院学則第6条第2項に定める在学期間を超えることはできない。

(単位の認定)

第5条 履修登録科目の単位認定は、別に定める試験規程に基づき、試験又は論文によって行う。

2 学業の成績は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)及び不可(F)をもって表し、可以上を合格として単位の修得を認める。

3 一度修得した授業科目は、単位を取消することができない。

(成績の質問)

第6条 学期始めに配付される成績表の記載事項に疑問のある場合は、速やかに教務課へ申し出るものとする。ただし、申し出の期限は、成績表配付の日（履修指導の日）から7日以内とする。

第2章 博士前期課程

(専攻分野と指導教授)

第7条 入学の際、所属する専攻課程に設けられている専攻分野より1専攻を選択するものとする。

2 専攻分野に応じて、指導教授を決定する。指導教授の変更を必要とする場合には、これを認めることがある。

(履修科目)

第8条 所属する専攻課程に設けられた科目の選定及び履修にあたっては、履修科目は、授業科目配当表及び専攻分野別履修モデルを参考に、指導教授の指示を受けなければならない。

2 各年次で履修できる単位の上限は、24単位までとする。

3 他専攻開講科目及び他研究科開講科目で、研究分野の科目と関連する講義科目を12単位まで履修することができる。ただし、他研究科の科目履修については、4単位までとする。また、他研究科の科目を受講する場合は、他研究科科目受講願を教務課に提出して研究科委員長及び他研究科の許可を受けなければならない。なお、他専攻又は他研究科で修得した単位は、C群の単位として修了要件に算入することができる。

4 神奈川県内の大学間における学術交流協定大学の大学院、大学院社会福祉学専攻課程協議会協定校及び大学院英米文学・英語学分野の単位互換制度に関する運営協議会協定校における特別聴講学

生、委託聴講生として履修し修得した単位は、合計4単位までC群の単位とみなすことができる。ただし、履修に際しては指導教授並びに当該大学の事前の承認を得なければならない。

- 5 大学院特別履修生（学部生）が本学大学院当該専攻に入学した場合には、大学院の修了要件単位として認定することができる。ただし、修得した単位はC群特論科目のみ4単位まで認定する。
- 6 大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を、本研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。なお、修得したものとみなすことができる単位数は、研究科委員会の議を経て、大学院学則第13条の規定により修得した単位と合わせて、10単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認めることができる。

（修士の学位取得の要件及び論文審査）

- 第9条 修士の学位を取得するためには2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 2 各専攻分野とも、A群研究科目、B群演習科目、C群特論科目の各群より、それぞれ4科目8単位を選択必修とし、合計16科目32単位以上を修得しなければならない。
- 3 A群研究科目、B群演習科目については、原則として同名の1、2を春学期及び秋学期で連続して履修するものとする。
- 4 第2年次に在学し、第1年次において16単位以上を修得した者でなければ、学位論文を提出することができない。
- 5 学位論文については、「関東学院大学大学院文学研究科修士論文内規」に別に定める手順に従うものとする。
- 6 学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員によってこれを行う。その審査委員は、指導教授を主査とし、当該論文に関連ある科目担当教員2名以上を加えるものとする。
- 7 修士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、前項の審査委員が学位論文を中心とし、口頭試問によって行う。ただし、筆記試験を併せて行うことができる。なお、最終試験施行の日時については、研究科委員会が決定して、別途通知する。
- 8 学位の授与は、審査委員の報告により研究科委員会において審議して可否を議決する。この議決は、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、その過半数の同意を要する。

（転研究科・転専攻・編入学）

第10条 転研究科、転専攻及び編入学は原則として認めない。

（復学及び再入学の履修）

第11条 休学者が復学する場合の履修については、原則として入学年度の履修規程を適用し、退学者が再入学する場合の履修については、原則として再入学した年度の履修規程を適用する。

第3章 博士後期課程

（専攻分野と指導教授）

第12条 専攻分野に応じて、指導教授を決定する。指導教授の変更を必要とする場合には、これを認めることがある。

- 2 指導教授は、文学研究科教員がこれに当たり、主査のほか副査2名以上とする。主査は本学専任教員がこれに当たるものとする。

（履修科目）

第13条 所属する専攻課程に設けられた科目の選定及び履修にあたっては、履修科目は、授業科目配当表を参考に、指導教授の指示を受けなければならない。

- 2 履修科目は、原則として同名の1、2を春学期及び秋学期で連続して履修し、A群研究科目から各年次最低2科目4単位（3年間で計12単位）以上、B群講義科目から2科目4単位以上を履修しなければならない。授業科目の履修のほか、学位論文作成のため、指導教授を定め各自の研究主題に応じて指導を受けるものとする。
- 3 本研究科で認めた場合、一度修得した授業科目を履修し、新たに単位の認定を受けることができる。

（博士の学位取得の要件及び論文審査）

第14条 博士の学位は、各専攻分野における研究者として自立し、研究活動を行うに必要な高度にして精深な学術の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする。

- 2 博士の学位を得ようとする者は、3年以上在学し、各専攻分野とも授業科目のA群研究科目から6科目12単位以上、B群講義科目から2科目4単位以上を修得し、かつ研究上必要な指導を受け

た上、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。なお、論文予備審査の申請時に3点以上の公表論文（単著）を有しているものとする。

- 3 最終試験は学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭試問又は筆答によって行う。
- 4 学位論文の審査は、論文提出後1年以内に終了する。その審査委員は、研究指導教授を主査とし、当該論文に関連ある科目担当教員2名以上を加えるものとする。
- 5 博士後期課程の単位を満して退学した者、又は博士後期課程を経ない者については、本学学位規則の定めるところによる。

（博士予備論文）

第15条 2年間所定の研究指導を受けた博士後期課程の在 student で、3年次に博士論文を提出しないで「単位修得満期退学」をしようとする者は、博士予備論文を提出しなければならない。

- 2 博士予備論文を提出しようとする者は、期日までに、所定の様式による博士予備論文届（論文題目・内容の概要を記載し、主査の承認印を受けたもの）を提出しなければならない。
- 3 博士予備論文の審査は、論文審査と口頭試問による。
- 4 以上のほかは、各専攻の定めるところによる。

第4章 規程の改廃

（規程の改廃）

第16条 この規程の改廃は、文学研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2014年3月28日に改正し、2014年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第2項、第9条第3項、第13条第2項及び第14条第2項の規定は、2014年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は2015年3月18日に改正し、2015年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第項及び第14条第2項の規定は、2015年度入学生から適用し、2014年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2016年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。